

登米市「週休2日工事」実施要領の一部改正について

1. 概要

令和6年4月より改正労働基準法に基づく罰則付き時間外労働規制が建設業に適用されたことに伴い、本市においても令和6年4月1日から原則として全ての工事を週休2日対象工事としてきたところです。

今回、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に準拠し、週休2日の区分に「完全週休2日」を新たに導入し、「通期の週休2日」が標準化されたことを踏まえ、「通期の週休2日」にかかる経費補正の廃止を行うため、本市実施要領の一部改正を行うものです。

2. 実施要領の一部改正について

- 1) 週休2日の区分として、「完全週休2日」を新たに導入。
- 2) 週休2日達成に伴う経費補正について、「通期の週休2日」にかかる補正を廃止。
- 3) 「完全週休2日」にかかる補正を新設するほか、各補正係数を変更。
- 4) 適用年月日は、令和7年11月1日とする。

3. 対象工事について

- 1) 原則として、登米市が発注する全ての工事を対象とする。
 - ※営繕工事については、国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」に準拠する。
 - ※農林土木工事については、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に準拠する。
- 2) 応急仮復旧工事など緊急の工事は対象外とする。
- 3) その他、週休2日工事に適しないと判断される工事は対象外とする。
(実作業期間が7日未満など)